

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 特別養護老人ホーム等の運営主体のあり方について

(合計 本紙含め2枚)

vol. 89

平成12年11月15日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

特別養護老人ホーム等の運営主体のあり方について

○ 一部新聞において、

- ・厚生省は、特別養護老人ホーム運営をはじめとする施設介護サービス事業について、企業など民間事業者の参入を事実上解禁する方向で検討に入った。
- ・2003年にも民間企業が参入しやすい「介護法人」（仮称）制度をつくり、参入への道を開く。

旨報道がなされました。

- ### ○ 社会福祉法人の役割・在り方に関して、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の報告において検討すべき旨盛り込まれているところですが（参考）、厚生省内においては、特別養護老人ホームや老人保健施設の運営主体のあり方を見直す方向での具体的な検討は未だ行われておらず、したがって、2003年に社会福祉法の改正を行うといったスケジュールもありませんので、御留意願います。

（参考）「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」報告 抄

介護保険制度下におけるサービスの提供状況を踏まえ、介護サービスの担い手でもある社会福祉法人の役割・在り方についても検討すべきである。